

議

長 休憩を解いて再開します。

(13時00分)

日程4「認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長

それでは説明させていただきます。松田町の人口は約1万700人ですが、国保被保険者は人口の4分の1弱の2,478人となっております。さらに、国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。60歳未満の方の多くが会社等の被用者保険に加入していますが、定年退職後に被用者保険から国民健康保険に切り替えること、高齢化の進展に伴い、年金受給者を主とする無職者の割合が増加傾向にあり、60歳未満では被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者等も加入しております。こうした中、将来にわたり、持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年と平成29年度には、国保税の税率改定を行わせていただきました。また、税務課と連携を取り、税の収納率の向上及び強化を図り、さらに保険事業では子育て健康課に預託し、生活習慣病予防のため、特定健診、特定保健指導事業を行い、データヘルス計画に基づき、病気の早期発見・早期治療に務めました。平成30年4月からは、国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和元年度の決算でございますが、208ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億9,380万6,095円。2、歳出総額12億1,271万8,367円。3、歳入歳出差引額は8,108万7,728円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を7,500万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。210、211ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億6,942万8,000円、収入済額2億7,764万7,714円、不納欠損額は241万6,200円、収入未済額は4,073万7,616円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.68%で前年度比較2.39ポイントの増加。滞納繰越分が30.9%で前年度比較11.95ポイントの増加となり、全体では

86.55%で、3.7ポイントの増加となりました。差押えにつきましては26件、525万900円で、内訳は給与9件、生命保険2件、預貯金13件、不動産1件、その他1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが30件、生活保護などの理由により執行停止として3年経過したものが6件、死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることによる即時消滅が7件、合計43件となっております。なお、参考といたしまして、令和2年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきまして、令和2年8月末で444万9,045円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

次の212、213ページを御覧ください。款の3、国庫支出金につきまして、予算現額600万円、収入済額438万円です。歳出の保健事業に対する国民健康保険調整交付金と災害時特例補助金となります。昨年の台風19号の際、松田町に災害救助法が適用されたため、国保税の減免措置と医療費の自己負担金を免除した金額に対して10分の2の補助となっております。

款の4、県支出金につきましては、制度改革により、神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受ける流れに変わっております。予算現額9億2,349万9,000円、収入済額8億9,226万8,556円。普通交付金が主に保険給付等に充てられ、特別交付金は保険者努力支援、特別調整交付金分、都道府県繰入分、特定健診等負担金分となります。

款の5、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。次のページにわたりますが、節の1から4までは、法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が9,760万4,512円でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分4分の1と合わせて繰り入れるものでございます。節の2、職員給与費等繰入金は職員3名分の給与費と事務費分でございます。節の3、出産育児一時金繰入金は歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れされるものでございます。

214、215ページを御覧ください。節の4、財政安定化支援事業繰入金です

が、国保財政の安定化を図るため交付され、一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れたものでございます。節の5、その他一般会計繰入金は国保会計の不足分を一般会計から補う法定外繰入分で、予算現額1,500万でございますが、収支が黒字となったため繰入れはしておりません。項の2、基金繰入金、目の1、財政基金繰入金は支出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため1,000万円を繰り入れたものでございます。

款の7、繰越金、平成30年度からの繰越金は、予算現額920万7,000円、収入済額920万7,512円でございます。

款の8、諸収入、予算現額55万7,000円、収入済額241万7,799円。主なものは、項の1、延滞金加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。滞納整理の強化に伴いまして、予算額より多く収入したものでございます。

項の3、雑入、216、17ページを御覧ください。雑入は第三者行為による納付金でございます。歳入合計欄を御覧ください。歳入済額12億9,380万6,095円でございます。

次に218、219ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額3,333万円、支出済額2,997万2,800円、不用額335万7,200円。不用額の主なものは職員手当等でございます。支出の主なものは職員3名分の人件費、レセプト点検員等3名分の賃金、被保険者証の発行にかかる郵送料など一般管理的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金でございます。また、収納対策員1名分の報酬と、次の220、221ページを御覧ください。国保運営協議会委員6名分の報酬などでございます。

款の2、保険給付費、予算現額8億9,831万4,000円、支出済額8億6,663万8,288円。不用額3,167万5,712円の主なものは一般被保険者給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較約10.2%の減となっております。被保険者数は減っているものの、被保険者の高齢化が進んでいることや医療技術の高度化により、依然として高額なところで推移しており、被保険者1人当たりの医療給付費は40万4,340円となっております。項の2、高額療養費は支出済額1億1,248万4,854円と、前年度比較約15.1%の減となっておりますが、同

じく、依然として高額で推移してございます。

次の222、223ページを御覧ください。項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、4件分の経費でございます。項の5、葬祭諸費につきましては、1件5万円で27件分でございます。

款の3、国民健康保険事業費納付金は平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。予算現額2億9,116万5,000円、支出済額2億9,116万1,980円。次の224、225ページを御覧ください。項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、それぞれ神奈川県により決定された金額を納付しております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成にかかる国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算減額1,674万1,000円。支出済額1,404万1,457円でございます。目の1、保健普及費では管理栄養士1名分の報酬や教材費の支払いと人間ドックの補助金として受診者78名分をお支払いしております。

224、225ページを御覧ください。国保ヘルスアップ事業につきまして、目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額617万9,000円。すみません、226、227ページでございます。すみません。目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額617万9,000円、支出済額453万3,137円。平成30年度から本格化した保険者努力支援制度にかかる事業として実施したものでございます。平成29年度中に策定したデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持、増進のための事業として糖尿病性腎症重症化予防事業、地域包括ケアシステム推進事業、早期介入保健指導事業を実施しました。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費、委託料などを支出しております。項の2、目の1、特定健康診査等事業費は特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者等の特定健診の公定報告において、対象人数は

2,115人、受診者数は前年度に比較して微増の650人、受診率は30.7%でございます。特定保健指導の対象者は動機付け指導71人、積極的指導18人でしたが、参加者は21人でした。

次の228、229ページを御覧ください。款の6、基金積立金につきましては、支出済額1万2,002円。こちらは財政調整基金積立金利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れた5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、2年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の8、諸支出金、予算現額115万4,000円、支出済額89万1,700円。諸支出金につきましては、保険税の還付でございます。

230、231ページを御覧ください。款の9、予備費につきましては、保健事業費の一般管理経費の人間ドック補助金及び基金積立金の財政調整基金積立金利子へ充用いたしました。

歳出合計欄を御覧ください。支出済額12億1,271万8,367円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 211ページ、国民健康保険税の収入未済額がね、毎年多くなっております。若干減っているものですね、ほとんど滞納は減っていないということで。この収納対策ということでお聞きしたいのは、短期保険証などを発行してね、保険税をですね、収納してもらおう、そういう取り組みのほうはいかがでしょうか。

あとは、221ページ、全体的に言えば、保険給付費等ですけどもね、大幅に減っている、減額なっております。お医者さんにかかる人がね、減ったとか、高齢者の方が減ったとかというんですけども。これは延べにしてなんですかね、診療かかる件数がね、減っているということなんでしょうけども、どのぐらい減っているのか、その辺、分かりましたらお知らせください。以上です。

町 民 課 長 滞納のある方については、資格者証や短期証の発行は実施してございます。

あとですね、診療の件数というのは、ちょっと把握してないんですけども、全体としまして、1人当たりの医療費としては、昨年度より減少してございます。（「保険証の発行分かりますか。」の声あり）すみません、ちょっと発行人数は、ちょっと今、手元では分からないので、申し訳ございません。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、223ページ、国民健康保険事業費納付金ということで、これはですね、制度改正で県、保険料、国民健康保険料…保険税ですか、保険税の県内の広域化に伴う部分で国民健康事業費の納付金を納付金として支出をするという金額だと思います。これにつきましてはですね、この決算額が2億9,100万円ということになっています。だとしますと、この収入、国民健康保険税ですね、211ページの款の1、国民健康保険税の収入済額とですね、この223ページの国民健康保険事業費納付金とのですね、計算といいますか関連はどういうふうなかたちになっているのか。またですね、それに伴って、今まで広域化が始まる前にですね、シミュレーションとして国保保険料、納付金がどうなっているかというシミュレーションを示されたと思いますが、それとの差については、どうなっているのか。

またですね、ページ402ページの中に、国民健康保険事業及び国保診療所事業、財政調整基金ということで、決算としてですね、3,000万円積み立てて、先ほどありましたように、繰入金で県からの貸付金に対する元利償還の1,000万円を取り崩しています。決算年度末では2億2,500万円というふうに、大きな基金となっておりますが、今後ですね、こういった基金について、どのように考え…大分大きい金額になっています。これにつきまして、今後どのようにですね、その基金の原資を活用をした利用を考えられているか。分かればお聞かせをいただきたいと思います。

町 民 課 長 223ページの国民健康保険事業費納付金と211ページの国保税の収納した金額との差額がございますが、こちらですね、収納率や、何ていうんですかね、保険事業等をプラスの事業をやったことによって上乗せされてくる部分がございましてのと、ですから実際、保険税では賄えない部分というのは、そういう補助金で賄ってございます。基金がですね、ここで7,500万円上乗せしていますの

で、3億円ぐらいになりますけれども、毎年1,000万ずつの償還金は5年間ということで5,000万円減ります。それと…（私語あり）はい、来年度償還したとしても3億近くございますので、そちらをどうやって使うかということなんですけれども、今はですね、小さい都市、市町村については、収納率がちょっと高めなんですけれども、横浜とか川崎とかは収納率が低いんですよ。そういうところで、プラスの交付金といったら変ですけど、県からもらえるお金に差がございまして、それを今度調整するというか、変更するということで県が考えてございますので、今もらえている金額がそのままもらえるとは限りません。今度下がる可能性がございまして、そういったときに、保険者の負担を増やすことなく基金のほうから使っていきたいと考えてございます。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 県のほうから交付金でもらうという部分というのは、そういった横浜市とかはやはり収納率が低いと、やはり小さい町村であれば収納率が高いということで。ただ、その交付金がどうかという話がよく分からないんですけども。この223ページの国民健康保険事業費納付金が2億9,100万円ありますと。ただ、国民健康保険税で、これは調定額からそういった交付金分を除いたものが2億9,100万になるのか、それとも実際の収入済額から換算をしたものが2億9,100万円になるのかということが、よく分かりません。もう一度、再度説明をお願いします。

基金については、ここで2億2,500万円に7,500万円に3億になるということですが、どれだけですね、その先ほど言った横浜市と、大都市と松田町との収納率に差があることによって交付金が減少をする財源に充てるというふうな説明があったんですけども、じゃあ実際、どの程度充てられるのか。それが分かれば教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 実際にですね、県のほうから割り当てられる交付金がどれくらい変化するのか、ちょっと今、分からないのであれですけども、今、基金のほうは、国民健康保険事業と国保診療所と2つを合わせた基金となっております、診療所は約9,000万円で、2億200万円が国保となっておりますので、その範囲内で考えていきたいとは思っております。（私語あり）

県の支出金につきましては、保険者数とかいろいろな要素があって、県が割り当ててくるもので、ちょっと詳しくはですね、今ちょっと、どういう割合で幾らというのが、ちょっと出ませんので、申し訳ございません。

6 番 井 上 1点目のは了解とします。

2点目はですね、基金については、この約3億ある、そのうちで診療所部分が9,000万ぐらいあるというふうな理解でよろしいのかなと思います。ただ、2億の国保分としてですね、2億あるという中で、それをどういうふうにするか、使っていくのか、幾らぐらい使っていくのか、毎年ですね、そこの収納率の差異によって余分に払わなければいけないというふうなことがありますけれども、松田町の収納率が高いのに何で余分に払わなきゃいけないのかなというのは、よく分からないんですけれども。それを横浜市が収納率が低いために、それを補填するために払うというのは、ちょっと考え方的には逆…逆というかおかしいのではないかなと思いますし、例えば、それをそういうふうな形がもう、国保の広域化のときに決まっているとするとですね、この2億の基金を何年ぐらいで幾らずつ取り崩していくのか、分かれば教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 国保がですね、県が運営主体となる時にシミュレーションをしたというのを、ちょっと私、今、見ていませんので、ちょっとですね、今後のその交付金とか負担割合がどういふ変化するかとかというところも県に確認しながら、今後の計画を立てていきたいと考えております。その中で、基金をどれぐらい取り崩していくかというのも計画の中に入れていきたいと思ひます。

6 番 井 上 これは決算の、国保会計の決算の認定でですね、決算で、財産に関する調書もですね、当然決算の重要な部分になっています。その中で今後のですね、基金の残高がどの程度あるのか、どういふふうに使われていくのかというのは重要なことではないかなというふうに思ひますので、できるだけ早急にですね、それについては明らかにしていただきたいと思ひます。

参事兼総務課長 前任者でしたので、その基金の範囲について、若干の補足説明させていただきます。基金につきましては、2億等とございますけれども、今後、保険税の改正等々ございます。その中で、そういった原資として保険税を町民の方に、な



かなか急激に高くなるようなことがないような中で、そういった原資を考えながら、そういった基金のほうも使っていきたいと考えております。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

認定第2号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり認定されました。

説明員に申し上げます。特に重要な部分以外は数字の読み上げを割愛してください。